

平成 25 年 3 月 4 日

大阪市条例第 26 号

大阪市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号。以下「法」という。）の規定に基づき、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この条例における用語の意義は、法の例による。

(基準該当居宅サービスに関する基準)

第 3 条 法第 42 条第 1 項第 2 号の条例で定める基準は、次条及び第 5 条に定めるもののほか、次の各号に掲げる基準該当居宅サービスの区分に応じ、当該各号に定める規定に定めるところによる。

- (1) 基準該当訪問介護（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 37 号。以下「指定居宅サービス等基準」という。）第 40 条第 1 項に規定する基準該当訪問介護をいう。以下同じ。） 指定居宅サービス等基準第 40 条から第 42 条の 2 まで並びに指定居宅サービス等基準第 43 条において準用する指定居宅サービス等基準第 4 条、第 8 条から第 14 条まで、第 16 条から第 19 条まで、第 20 条（第 1 項を除く。）、第 21 条から第 24 条まで、第 26 条、第 27 条、第 28 条第 1 項及び第 3 項、第 29 条、第 30 条から第 35 条まで、第 36 条（第 5 項及び第 6 項を除く。）、第 36 条の 2 から第 38 条まで並びに第 39 条第 1 項並びに介護保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成 27 年厚生労働省令第 4 号。以下「平成 27 年改正省令」という。）附則第 2 条第 1 号の規定によりなおその効力を有するものとされた平成 27 年改正省令第 2 条の規定による改正前の指定居宅サービス等基準第 40 条第 3 項及び第 42 条第 2 項
- (2) 基準該当訪問入浴介護（指定居宅サービス等基準第 55 条第 1 項に規定する基準該当訪問入浴介護をいう。以下同じ。） 指定居宅サービス等基準第 55 条から第 57 条まで並びに指定居宅サービス等基準第 58 条において準用する指定居宅サービス等基準第 8 条から第 14 条まで、第 16 条から第 19 条まで、第 21 条、第 26 条、第 30 条から第 35 条まで、第 36 条（第 5 項及び第 6 項を除く。）、第 36 条の 2 から第 38 条まで、第 44 条、第 48 条（第 1 項を除く。）、第 49 条から第 51 条まで、第 52 条第 1 項、第 53 条及び第 53 条の 2 第 1 項
- (3) 基準該当通所介護（指定居宅サービス等基準第 106 条第 1 項に規定する基準該当通所介護をいう。以下同じ。） 指定居宅サービス等基準第 106 条から第 108 条まで並びに指定居宅サービス等基準第 109 条において準用する指定居宅サービス等基準第 8 条から第 14 条まで、第 16 条、第 17 条、第 19 条、第 21 条、第 26 条、第 27 条、第 32 条から第 35 条まで、第 36 条（第 5 項及び第 6 項を除く。）、第 36 条の 2、第 38 条、第 52 条第 1 項、第 92 条、第 96 条（第 1 項を除く。）、第 97 条から第 104 条の 2 まで及び第 104 条の 3 第 1 項並びに平成 27 年改正省令附則第 4 条第 1 号の規定によりなおその効力を有するものとされた平成 27 年改正省令

第2条の規定による改正前の指定居宅サービス等基準第106条第1項第3号及び第7項並びに第108条第4項

- (4) 基準該当短期入所生活介護（指定居宅サービス等基準第140条の26に規定する基準該当短期入所生活介護をいう。以下同じ。） 指定居宅サービス等基準第140条の26から第140条の31まで並びに指定居宅サービス等基準第140条の32において準用する指定居宅サービス等基準第9条から第13条まで、第16条、第19条、第21条、第26条、第32条から第35条まで、第36条（第5項及び第6項を除く。）、第36条の2から第38条まで、第52条第1項、第101条、第103条、第104条、第120条、第125条、第126条、第127条（第1項を除く。）、第128条から第139条まで及び第139条の2第1項
- (5) 基準該当福祉用具貸与（指定居宅サービス等基準第205条の2第1項に規定する基準該当福祉用具貸与をいう。以下同じ。） 指定居宅サービス等基準第205条の2並びに指定居宅サービス等基準第206条において準用する指定居宅サービス等基準第8条から第14条まで、第16条から第19条まで、第21条、第26条、第33条から第35条まで、第36条（第5項及び第6項を除く。）、第36条の2から第38条まで、第52条第1項、第101条第1項及び第2項、第193条、第195条、第196条、第197条（第1項を除く。）、第198条から第204条まで及び第204条の2第1項

（基準該当居宅サービスに係る管理者の責務）

第4条 基準該当居宅サービスの事業を行う者（以下「基準該当居宅サービス事業者」という。）が当該事業を行う事業所の管理者は、前条に定める基準のうち、次の各号に掲げる基準該当居宅サービスの区分に応じ、当該各号に定める規定に係る部分及び次条の規定を当該事業所の従業者に遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

- (1) 基準該当訪問介護 指定居宅サービス等基準第42条の2並びに指定居宅サービス等基準第43条において準用する指定居宅サービス等基準第8条から第14条まで、第16条から第19条まで、第20条（第1項を除く。）、第21条から第24条まで、第26条、第27条、第28条第3項、第29条、第30条から第35条まで、第36条（第5項及び第6項を除く。）、第36条の2から第38条まで並びに第39条第1項
- (2) 基準該当訪問入浴介護 指定居宅サービス等基準第58条において準用する指定居宅サービス等基準第8条から第14条まで、第16条から第19条まで、第21条、第26条、第30条から第35条まで、第36条（第5項及び第6項を除く。）、第36条の2から第38条まで、第48条（第1項を除く。）、第49条から第51条まで、第53条及び第53条の2第1項
- (3) 基準該当通所介護 指定居宅サービス等基準第109条において準用する指定居宅サービス等基準第8条から第14条まで、第16条、第17条、第19条、第21条、第26条、第27条、第32条から第35条まで、第36条（第5項及び第6項を除く。）、第36条の2、第38条、第96条（第1項を除く。）、第97条から第104条の2まで及び第104条の3第1項
- (4) 基準該当短期入所生活介護 指定居宅サービス等基準第140条の31並びに指定居宅サービス等基準第140条の32において準用する指定居宅サービス等基準第9条から第13条まで、第16条、第19条、第21条、第26条、第32条から第35条まで、第36条（第5項及び第6項を除く。）、第36条の2から第38条まで、第101条、第103条、第104条、第125条、第

- 126条、第127条（第1項を除く。）、第128条から第139条まで及び第139条の2第1項
- (5) 基準該当福祉用具貸与 指定居宅サービス等基準第206条において準用する指定居宅サービス等基準第8条から第14条まで、第16条から第19条まで、第21条、第26条、第33条から第35条まで、第36条（第5項及び第6項を除く。）、第36条の2から第38条まで、第101条第1項及び第2項、第197条（第1項を除く。）、第198条から第204条まで及び第204条の2第1項

（基準該当居宅サービスに係る記録の整備）

第5条 基準該当居宅サービス事業者は、次の各号に掲げる基準該当居宅サービスの区分に応じ、当該各号に定める利用者に対する基準該当居宅サービスの提供に関する記録を整備し、当該サービスを提供した日から5年間保存しなければならない。

- (1) 基準該当訪問介護 指定居宅サービス等基準第39条第2項各号に掲げる記録
- (2) 基準該当訪問入浴介護 指定居宅サービス等基準第53条の2第2項各号に掲げる記録
- (3) 基準該当通所介護 指定居宅サービス等基準第104条の3第2項各号に掲げる記録
- (4) 基準該当短期入所生活介護 指定居宅サービス等基準第139条の2第2項各号に掲げる記録
- (5) 基準該当福祉用具貸与 指定居宅サービス等基準第204条の2第2項各号に掲げる記録

（法第70条第2項第1号の条例で定める者等）

第6条 法第70条第2項第1号（法第70条の2第4項において準用する場合を含む。）の条例で定める者は、法人である者とする。ただし、病院等により行われる居宅療養管理指導又は病院若しくは診療所により行われる訪問看護、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション若しくは短期入所療養介護に係る指定の申請又は指定の更新の申請にあっては、この限りでない。

（指定居宅サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準）

第7条 法第74条第1項の条例で定める基準及び条例で定める員数並びに同条第2項の指定居宅サービスの事業の設備及び運営に関する基準は、次条から第10条までに定めるもののほか、指定居宅サービス等基準第1条から第3条まで及び次の各号に掲げる指定居宅サービスの区分に応じ、当該各号に定める規定に定めるところによる。

- (1) 指定訪問介護（指定居宅サービス等基準第4条に規定する指定訪問介護をいう。以下同じ。）指定居宅サービス等基準第4条から第27条まで、第28条第1項及び第3項、第29条から第38条まで並びに第39条第1項並びに平成27年改正省令附則第2条第1号の規定によりなおその効力を有するものとされた平成27年改正省令第2条の規定による改正前の指定居宅サービス等基準第5条第2項及び第5項並びに第7条第2項
- (2) 指定訪問入浴介護（指定居宅サービス等基準第44条に規定する指定訪問入浴介護をいう。以下同じ。）指定居宅サービス等基準第44条から第51条まで、第52条第1項、第53条、第53条の2第1項及び第54条
- (3) 指定訪問看護（指定居宅サービス等基準第59条に規定する指定訪問看護をいう。以下同じ。）指定居宅サービス等基準第59条から第73条まで及び第73条の2第1項並びに指定居宅サービス等基準第74条において準用する指定居宅サービス等基準第8条、第9条、第11条から

- 第 13 条まで、第 15 条から第 19 条まで、第 21 条、第 26 条、第 30 条から第 38 条まで及び第 52 条第 1 項
- (4) 指定訪問リハビリテーション（指定居宅サービス等基準第 75 条に規定する指定訪問リハビリテーションをいう。以下同じ。） 指定居宅サービス等基準第 75 条から第 82 条まで及び第 82 条の 2 第 1 項並びに指定居宅サービス等基準第 83 条において準用する指定居宅サービス等基準第 8 条から第 13 条まで、第 15 条から第 19 条まで、第 21 条、第 26 条、第 30 条から第 33 条まで、第 35 条から第 38 条まで、第 52 条第 1 項及び第 64 条
- (5) 指定居宅療養管理指導（指定居宅サービス等基準第 84 条に規定する指定居宅療養管理指導をいう。以下同じ。） 指定居宅サービス等基準第 84 条から第 90 条まで及び第 90 条の 2 第 1 項並びに指定居宅サービス等基準第 91 条において準用する指定居宅サービス等基準第 8 条から第 13 条まで、第 16 条、第 18 条、第 19 条、第 21 条、第 26 条、第 30 条から第 33 条まで、第 35 条から第 38 条まで、第 52 条第 1 項及び第 64 条
- (6) 指定通所介護（指定居宅サービス等基準第 92 条に規定する指定通所介護をいう。以下同じ。） 指定居宅サービス等基準第 92 条から第 104 条の 2 まで及び第 104 条の 3 第 1 項並びに指定居宅サービス等基準第 105 条において準用する指定居宅サービス等基準第 8 条から第 17 条まで、第 19 条、第 21 条、第 26 条、第 27 条、第 32 条から第 36 条の 2 まで、第 38 条及び第 52 条第 1 項並びに平成 27 年改正省令附則第 4 条第 1 号の規定によりなおその効力を有するものとされた平成 27 年改正省令第 2 条の規定による改正前の指定居宅サービス等基準第 93 条第 1 項第 3 号及び第 8 項並びに第 95 条第 4 項
- (7) 削除
- (8) 指定通所リハビリテーション（指定居宅サービス等基準第 110 条に規定する指定通所リハビリテーションをいう。以下同じ。） 指定居宅サービス等基準第 110 条から第 115 条まで、第 116 条第 1 項、第 117 条、第 118 条、第 118 条の 2 第 1 項及び第 119 条
- (9) 指定短期入所生活介護（指定居宅サービス等基準第 120 条に規定する指定短期入所生活介護をいう。以下同じ。）（ユニット型指定短期入所生活介護の事業（指定居宅サービス等基準第 140 条の 2 に規定するユニット型指定短期入所生活介護の事業をいう。以下同じ。）に係るものを除く。） 指定居宅サービス等基準第 120 条から第 123 条まで、第 124 条（第 7 項第 1 号を除く。）、第 125 条から第 139 条まで及び第 139 条の 2 第 1 項並びに附則第 3 条（指定居宅サービス等基準第 124 条第 7 項第 1 号に係る部分を除く。）並びに指定居宅サービス等基準第 140 条において準用する指定居宅サービス等基準第 9 条から第 13 条まで、第 15 条、第 16 条、第 19 条、第 21 条、第 26 条、第 32 条から第 38 条まで、第 52 条第 1 項、第 101 条、第 103 条及び第 104 条並びに指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令（平成 15 年厚生労働省令第 28 号。以下「平成 15 年改正省令」という。） 附則第 4 条
- (10) 指定短期入所生活介護（ユニット型指定短期入所生活介護の事業に係るものに限る。） 指定居宅サービス等基準第 121 条、第 122 条、第 140 条の 2、第 140 条の 3、第 140 条の 4（第 7 項第 1 号を除く。）及び第 140 条の 5 から第 140 条の 12 まで並びに指定居宅サービス等基準第 140 条の 13 において準用する指定居宅サービス等基準第 125 条、第 126 条、第 129 条、

第 132 条から第 134 条まで、第 136 条、第 139 条及び第 139 条の 2 第 1 項並びに指定居宅サービス等基準第 140 条の 13 において準用する指定居宅サービス等基準第 140 条において準用する指定居宅サービス等基準第 9 条から第 13 条まで、第 15 条、第 16 条、第 19 条、第 21 条、第 26 条、第 32 条から第 38 条まで、第 52 条第 1 項、第 103 条及び第 104 条並びに平成 15 年改正省令附則第 3 条及び第 4 条

(11) 指定短期入所療養介護（指定居宅サービス等基準第 141 条に規定する指定短期入所療養介護をいう。以下同じ。）（ユニット型指定短期入所療養介護の事業（指定居宅サービス等基準第 155 条の 2 に規定するユニット型指定短期入所療養介護の事業をいう。以下同じ。）に係るものを除く。） 指定居宅サービス等基準第 141 条から第 154 条まで及び第 154 条の 2 第 1 項並びに附則第 7 条から第 9 条まで、第 11 条及び第 12 条並びに指定居宅サービス等基準第 155 条において準用する指定居宅サービス等基準第 9 条から第 13 条まで、第 15 条、第 16 条、第 19 条、第 21 条、第 26 条、第 32 条、第 33 条、第 35 条から第 38 条まで、第 52 条第 1 項、第 101 条、第 103 条、第 118 条、第 125 条、第 126 条第 2 項及び第 139 条並びに指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（平成 17 年厚生労働省令第 139 号。以下「平成 17 年改正省令」という。）附則第 2 条

(12) 指定短期入所療養介護（ユニット型指定短期入所療養介護の事業に係るものに限る。） 指定居宅サービス等基準第 142 条、第 155 条の 2 から第 155 条の 11 まで並びに指定居宅サービス等基準第 155 条の 12 において準用する指定居宅サービス等基準第 144 条、第 147 条から第 149 条まで及び第 154 条の 2 第 1 項並びに指定居宅サービス等基準第 155 条の 12 において準用する指定居宅サービス等基準第 155 条において準用する指定居宅サービス等基準第 9 条から第 13 条まで、第 15 条、第 16 条、第 19 条、第 21 条、第 26 条、第 32 条、第 33 条、第 35 条から第 38 条まで、第 52 条第 1 項、第 103 条、第 118 条、第 125 条、第 126 条第 2 項及び第 139 条並びに平成 17 年改正省令附則第 2 条

(13) 指定特定施設入居者生活介護（指定居宅サービス等基準第 174 条第 1 項に規定する指定特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。）（外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護（指定居宅サービス等基準第 192 条の 2 に規定する外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。）を除く。） 指定居宅サービス等基準第 174 条から第 179 条まで、第 181 条から第 191 条の 2 まで及び第 191 条の 3 第 1 項並びに附則第 13 条並びに指定居宅サービス等基準第 192 条において準用する指定居宅サービス等基準第 11 条、第 12 条、第 21 条、第 26 条、第 32 条から第 38 条まで、第 51 条、第 52 条第 1 項、第 103 条、第 104 条及び第 132 条並びに指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（平成 18 年厚生労働省令第 33 号。以下「平成 18 年改正省令」という。）附則第 2 条

(14) 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護 指定居宅サービス等基準第 192 条の 2 から第 192 条の 10 まで及び第 192 条の 11 第 1 項並びに附則第 13 条並びに指定居宅サービス等基準第 192 条の 12 において準用する指定居宅サービス等基準第 11 条、第 12 条、第 21 条、第 26 条、第 32 条から第 38 条まで、第 51 条、第 52 条第 1 項、第 103 条、第 104 条、第 179 条、第 181 条から第 184 条まで、第 187 条、第 188 条及び第 190 条から第 191 条の 2 まで並

びに平成 18 年改正省令附則第 2 条及び第 5 条

- (15) 指定福祉用具貸与（指定居宅サービス等基準第 193 条に規定する指定福祉用具貸与をいう。以下同じ。） 指定居宅サービス等基準第 193 条から第 204 条まで及び第 204 条の 2 第 1 項並びに指定居宅サービス等基準第 205 条において準用する指定居宅サービス等基準第 8 条から第 19 条まで、第 21 条、第 26 条、第 33 条から第 38 条まで、第 52 条第 1 項並びに第 101 条第 1 項及び第 2 項
- (16) 指定特定福祉用具販売（指定居宅サービス等基準第 207 条に規定する指定特定福祉用具販売をいう。以下同じ。） 指定居宅サービス等基準第 207 条から第 214 条の 2 まで及び第 215 条第 1 項並びに指定居宅サービス等基準第 216 条において準用する指定居宅サービス等基準第 8 条から第 14 条まで、第 16 条から第 18 条まで、第 26 条、第 31 条、第 33 条から第 38 条まで、第 52 条第 1 項、第 101 条第 1 項及び第 2 項、第 198 条、第 200 条から第 202 条まで並びに第 204 条

（指定居宅サービスに係る管理者の責務）

第 8 条 指定居宅サービスの事業を行う者が当該事業を行う事業所の管理者は、前条に定める基準のうち、次の各号に掲げる指定居宅サービスの区分に応じ、当該各号に定める規定に係る部分及び次条の規定を当該事業所の従業者に遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

- (1) 指定訪問介護 指定居宅サービス等基準第 8 条から第 27 条まで、第 28 条第 3 項、第 29 条から第 38 条まで及び第 39 条第 1 項
- (2) 指定訪問入浴介護 指定居宅サービス等基準第 48 条から第 51 条まで、第 53 条、第 53 条の 2 第 1 項及び第 54 条
- (3) 指定訪問看護 指定居宅サービス等基準第 63 条から第 73 条まで及び第 73 条の 2 第 1 項並びに指定居宅サービス等基準第 74 条において準用する指定居宅サービス等基準第 8 条、第 9 条、第 11 条から第 13 条まで、第 15 条から第 19 条まで、第 21 条、第 26 条及び第 30 条から第 38 条まで
- (4) 指定訪問リハビリテーション 指定居宅サービス等基準第 78 条から第 82 条まで及び第 82 条の 2 第 1 項並びに指定居宅サービス等基準第 83 条において準用する指定居宅サービス等基準第 8 条から第 13 条まで、第 15 条から第 19 条まで、第 21 条、第 26 条、第 30 条から第 33 条まで、第 35 条から第 38 条まで及び第 64 条
- (5) 指定居宅療養管理指導 指定居宅サービス等基準第 87 条から第 90 条まで及び第 90 条の 2 第 1 項並びに指定居宅サービス等基準第 91 条において準用する指定居宅サービス等基準第 8 条から第 13 条まで、第 16 条、第 18 条、第 19 条、第 21 条、第 26 条、第 30 条から第 33 条まで、第 35 条から第 38 条まで及び第 64 条
- (6) 指定通所介護 指定居宅サービス等基準第 96 条から第 104 条の 2 まで及び第 104 条の 3 第 1 項並びに指定居宅サービス等基準第 105 条において準用する指定居宅サービス等基準第 8 条から第 17 条まで、第 19 条、第 21 条、第 26 条、第 27 条、第 32 条から第 36 条の 2 まで及び第 38 条
- (7) 削除
- (8) 指定通所リハビリテーション 指定居宅サービス等基準第 113 条から第 115 条まで、第 117

- 条、第 118 条、第 118 条の 2 第 1 項及び第 119 条
- (9) 指定短期入所生活介護（ユニット型指定短期入所生活介護の事業に係るものを除く。） 指定居宅サービス等基準第 125 条から第 139 条まで及び第 139 条の 2 第 1 項並びに指定居宅サービス等基準第 140 条において準用する指定居宅サービス等基準第 9 条から第 13 条まで、第 15 条、第 16 条、第 19 条、第 21 条、第 26 条、第 32 条から第 38 条まで、第 101 条、第 103 条及び第 104 条
- (10) 指定短期入所生活介護（ユニット型指定短期入所生活介護の事業に係るものに限る。） 指定居宅サービス等基準第 140 条の 6 から第 140 条の 12 まで並びに指定居宅サービス等基準第 140 条の 13 において準用する指定居宅サービス等基準第 125 条、第 126 条、第 129 条、第 132 条から第 134 条まで、第 136 条、第 139 条及び第 139 条の 2 第 1 項並びに指定居宅サービス等基準第 140 条の 13 において準用する指定居宅サービス等基準第 140 条において準用する指定居宅サービス等基準第 9 条から第 13 条まで、第 15 条、第 16 条、第 19 条、第 21 条、第 26 条、第 32 条から第 38 条まで、第 103 条及び第 104 条
- (11) 指定短期入所療養介護（ユニット型指定短期入所療養介護の事業に係るものを除く。） 指定居宅サービス等基準第 144 条から第 154 条まで及び第 154 条の 2 第 1 項並びに指定居宅サービス等基準第 155 条において準用する指定居宅サービス等基準第 9 条から第 13 条まで、第 15 条、第 16 条、第 19 条、第 21 条、第 26 条、第 32 条、第 33 条、第 35 条から第 38 条まで、第 101 条、第 103 条、第 118 条、第 125 条、第 126 条第 2 項及び第 139 条
- (12) 指定短期入所療養介護（ユニット型指定短期入所療養介護の事業に係るものに限る。） 指定居宅サービス等基準第 155 条の 5 から第 155 条の 11 まで並びに指定居宅サービス等基準第 155 条の 12 において準用する指定居宅サービス等基準第 144 条、第 147 条から第 149 条まで及び第 154 条の 2 第 1 項並びに指定居宅サービス等基準第 155 条の 12 において準用する指定居宅サービス等基準第 155 条において準用する指定居宅サービス等基準第 9 条から第 13 条まで、第 15 条、第 16 条、第 19 条、第 21 条、第 26 条、第 32 条、第 33 条、第 35 条から第 38 条まで、第 103 条、第 118 条、第 125 条、第 126 条第 2 項及び第 139 条
- (13) 指定特定施設入居者生活介護（外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護を除く。） 指定居宅サービス等基準第 178 条、第 179 条、第 181 条から第 191 条の 2 まで及び第 191 条の 3 第 1 項並びに指定居宅サービス等基準第 192 条において準用する指定居宅サービス等基準第 11 条、第 12 条、第 21 条、第 26 条、第 32 条から第 38 条まで、第 51 条、第 103 条、第 104 条及び第 132 条
- (14) 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護 指定居宅サービス等基準第 192 条の 7 から第 192 条の 10 まで及び第 192 条の 11 第 1 項並びに指定居宅サービス等基準第 192 条の 12 において準用する指定居宅サービス等基準第 11 条、第 12 条、第 21 条、第 26 条、第 32 条から第 38 条まで、第 51 条、第 103 条、第 104 条、第 179 条、第 181 条から第 184 条まで、第 187 条、第 188 条及び第 190 条から第 191 条の 2 まで
- (15) 指定福祉用具貸与 指定居宅サービス等基準第 197 条から第 204 条まで及び第 204 条の 2 第 1 項並びに指定居宅サービス等基準第 205 条において準用する指定居宅サービス等基準第 8 条から第 19 条まで、第 21 条、第 26 条、第 33 条から第 38 条まで並びに第 101 条第 1 項及

び第2項

(16) 指定特定福祉用具販売 指定居宅サービス等基準第211条から第214条の2まで及び第215条第1項並びに指定居宅サービス等基準第216条において準用する指定居宅サービス等基準第8条から第14条まで、第16条から第18条まで、第26条、第31条、第33条から第38条まで、第101条第1項及び第2項、第198条、第200条から第202条まで並びに第204条(指定居宅サービスに係る記録の整備)

第9条 指定居宅サービス事業者は、次の各号に掲げる指定居宅サービスの区分に応じ、当該各号に定める利用者に対する指定居宅サービスの提供に関する記録を整備し、当該サービスを提供した日から5年間保存しなければならない。

- (1) 指定訪問介護 指定居宅サービス等基準第39条第2項各号に掲げる記録
- (2) 指定訪問入浴介護 指定居宅サービス等基準第53条の2第2項各号に掲げる記録
- (3) 指定訪問看護 指定居宅サービス等基準第73条の2第2項各号に掲げる記録
- (4) 指定訪問リハビリテーション 指定居宅サービス等基準第82条の2第2項各号に掲げる記録
- (5) 指定居宅療養管理指導 指定居宅サービス等基準第90条の2第2項各号に掲げる記録
- (6) 指定通所介護 指定居宅サービス等基準第104条の3第2項各号に掲げる記録
- (7) 削除
- (8) 指定通所リハビリテーション 指定居宅サービス等基準第118条の2第2項各号に掲げる記録
- (9) 指定短期入所生活介護(ユニット型指定短期入所生活介護の事業に係るものを除く。) 指定居宅サービス等基準第139条の2第2項各号に掲げる記録
- (10) 指定短期入所生活介護(ユニット型指定短期入所生活介護の事業に係るものに限る。) 指定居宅サービス等基準第140条の13において読み替えて準用する指定居宅サービス等基準第139条の2第2項各号に掲げる記録
- (11) 指定短期入所療養介護(ユニット型指定短期入所療養介護の事業に係るものを除く。) 指定居宅サービス等基準第154条の2第2項各号に掲げる記録
- (12) 指定短期入所療養介護(ユニット型指定短期入所療養介護の事業に係るものに限る。) 指定居宅サービス等基準第155条の12において読み替えて準用する指定居宅サービス等基準第154条の2第2項各号に掲げる記録
- (13) 指定特定施設入居者生活介護(外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護を除く。) 指定居宅サービス等基準第191条の3第2項各号に掲げる記録
- (14) 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護 指定居宅サービス等基準第192条の11第2項各号に掲げる記録
- (15) 指定福祉用具貸与 指定居宅サービス等基準第204条の2第2項各号に掲げる記録
- (16) 指定特定福祉用具販売 指定居宅サービス等基準第215条第2項各号に掲げる記録(指定短期入所生活介護事業所の廊下の幅)

第10条 指定短期入所生活介護事業所(指定居宅サービス等基準第121条第1項に規定する指定短期入所生活介護事業所をいう。以下同じ。)の廊下の幅は、1.8メートル以上(中廊下にあつ

ては、2.7メートル以上)とする。ただし、ユニット型指定短期入所生活介護事業所(指定居宅サービス等基準第140条の4第1項に規定するユニット型指定短期入所生活介護事業所をいう。)にあっては、廊下の一部の幅を拡張することにより、利用者、従業者等の円滑な往来に支障が生じないと認められる場合には、1.5メートル以上(中廊下にあつては、1.8メートル以上)とすることができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、特別養護老人ホーム(老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の5に規定する特別養護老人ホームをいう。以下同じ。)に併設される指定短期入所生活介護事業所であつて当該特別養護老人ホームと一体的に運営が行われるものの廊下については、特別養護老人ホームとして必要とされる幅を有することで足りるものとする。

(指定居宅サービス等基準等の改正に伴う経過措置)

第11条 指定居宅サービス等基準(指定居宅サービス等基準を改正する省令を含む。)の改正により、現にこの条例の規定による基準に適合している指定居宅サービス等の事業が当該基準に適合しないこととなる場合における必要な経過措置については、市規則で定める。

(施行の細目)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、市規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に存する指定短期入所生活介護事業所のうち、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において指定居宅サービス等基準附則第3条の規定の適用を受けていたもの(施行日以後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。)については、第10条の規定は適用しない。
- 3 この条例の施行の際現に存する指定短期入所生活介護事業所のうち、施行日の前日において指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令(平成23年厚生労働省令第106号)附則第2条第1項の規定の適用を受けていたものについては、同項に定めるところによる。ただし、記録の保存期間及びこれに係る管理者の指揮命令については、第8条及び第9条の規定の例によるものとする。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。